

令和4年4月1日から公共施設使用料等を改定します！

市では、公共施設を利用している方と利用していない方との負担の公平性を確保するため、全市的に統一した施設使用料の算出方法及び減額・免除基準を定め、施設使用料等を改正します。

『飯南産業文化センター』の使用料は次の通りとなります。

新しい使用料 ●●●
現在の使用料 (○○○)

区分		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）		
ホール	入場料等を徴収しない場合	一般使用の場合	4,170 (4,620)	5,560 (6,160)	7,540 (8,360)	15,870 (17,600)	
		営利を目的とする場合	8,340 (9,240)	11,120 (12,320)	15,080 (16,720)	31,740 (35,200)	
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	4,420 (5,060)	5,890 (6,380)	7,990 (8,800)	16,820 (18,700)
			入場料等1,001円以上3,000円以下	5,420 (5,940)	7,220 (7,920)	9,800 (10,780)	20,630 (23,320)
			入場料等3,001円以上	6,250 (6,930)	8,340 (9,240)	11,310 (12,540)	23,800 (27,170)
		営利を目的とする場合	17,320 (23,100)	23,100 (30,800)	31,350 (41,800)	68,140 (90,860)	
和室	一般使用の場合	990 (1,320)	1,320 (1,760)	1,980 (2,640)	4,040 (5,390)		
	営利を目的とする場合	4,950 (6,600)	6,600 (8,800)	9,900 (13,200)	20,210 (26,950)		
研修室	一般使用の場合	1,540 (1,980)	2,060 (2,640)	3,090 (3,960)	6,340 (8,140)		
	営利を目的とする場合	7,420 (9,900)	9,900 (13,200)	14,850 (19,800)	30,520 (40,700)		
調理実習室	一般使用の場合	1,830 (1,980)	2,450 (2,640)	3,670 (3,960)	7,540 (8,140)		
	営利を目的とする場合	7,420 (9,900)	9,900 (13,200)	14,850 (19,800)	30,520 (40,700)		
控室	一般使用の場合	1,480 (1,980)	1,980 (2,640)	2,970 (3,960)	6,100 (8,140)		
	営利を目的とする場合	7,420 (9,900)	9,900 (13,200)	14,850 (19,800)	30,520 (40,700)		
音響調整室		4,170 (4,620)	5,560 (6,160)	7,540 (8,360)	15,870 (17,600)		

- 備考
- 1 料理実習室を使用する場合は、ガス、水道料として1回440円を徴収する。
 - 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
 - 3 時間区分を超えて使用する場合には、それぞれ1時間当たりの時間単価を加算する。
 - 4 1時間に満たない時間は、1時間とする。
 - 5 附帯設備、器具備品等の使用料は別表で定める。（令和4年4月改定なし。）
 - 6 舞台音響・照明の特別な操作を専門員（有資格者）に依頼する場合は、使用者の実費負担とする。